


令和3年	与論町農業委員会 会議録 第10号					
召集年月日	令和3年10月20日(水) 午後4時00分～5時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 4時00分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 5時00分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	9番	山下 みどり		2番	白石 茂一	
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司	補佐		主事	林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第35号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(9件)				
	議案第36号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(8件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	それでは、定刻となりましたので令和3年10月20日定例総会を開催いたします。
	与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに意義はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名員を9番の山下委員と2番の白石委員にお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の林氏を指名いたします。それでは日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局(久野)	今月の農地法第3条の規定による許可申請が9件です。農用地利用変更に伴う意見決定が8件です。
議長	それでは以上で日程第1の会務報告を終わります。次に議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局(林)	1番は茶花Aさんから麦屋Bさんへ麦屋2513番2畑、777㎡を贈与となります。2番は古里Cさんから古里Dさんへ那間765番畑、他6筆合計7,687㎡を親から子へ贈与となります。3番は古里Eさんから古里Fさんへ古里1161番畑、他1筆合計1,337㎡を親から子へ贈与となります。4番は埼玉県蕨市Gさんから立長Hさんへ立長3034番1畑、765㎡を義理の弟からの贈与となります。5番は神奈川県横浜市Iさんから立長Hさんへ立長3034番1畑、765㎡を妹からの贈与となります。4番と5番は畑はどちらも同一の畑ですが、それぞれ持分2分の1の所有となっております。6番は立長Jさんから那間Kさんへ古里823番畑、1,974㎡をあっせん事業による売買となります。対価として276万3千円となります。7番は立長Lさんから茶花Mさんへ立長889番1畑、760㎡を親から子への贈与となります。8番は沖縄県島尻郡八重瀬町Nさんから古里Oさんへ古里1372番7畑、540㎡をあっせん事業による売買となります。対価として100万円です。9番は茶花Pさんから麦屋Qさんへ麦屋1572番2畑1,104㎡を売買になります。対価として100万円です。
議長	説明が終わりました。担当地区の委員は調査結果の報告をお願いします。
内野委員	1番の譲受人は10月18日13時30分頃、確認しました。問題ないので承

	認をお願いします。
遠山委員	1番の譲渡人は10月18日午後6時20分頃確認しました。譲渡人の父が生
	前に売買した土地であるそうです。問題ないので確認をお願いします。
議長	2番は10月17日、午前10時頃確認してきました。問題ないので承認を
	お願いします。3番は10月17日、午前12時頃確認してきました。問題な
	いので承認をお願いします。
白石委員	4番5番の譲渡人2名は10月17日、12時頃に確認しました。譲受人は10
	月17日15時頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	7番の譲渡人は10月17日の17時頃に確認してきました。譲受人は10月
	17日の18時20分頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山下委員	9番譲受人は10月18日17時50分頃に確認しました。問題ないので承認
	をお願いします。
山本委員	9番譲渡人は10月19日10時頃に確認しました。問題ないので承認をお
	願いします。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	議案第35号は承認いたします。次に議案第36号「農用地利用計画変更
	に伴う意見決定について」議題に供します。
事務局(久野)	1件目は麦屋〇〇さんより麦屋2892番地宅地、1348.32㎡のうち220㎡
	他1筆合計1,488.86㎡を農用地への編入を申請するものです。また麦屋
	2890番畑238㎡他1筆合計912㎡に牛舎整備のための用途変更となりま
	す。2件目は古里〇〇さんより古里2293番2畑、1,159㎡他3筆合計3,558㎡
	をハウス建設のための用途変更の申請になります。3件目は那間〇〇さ
	んより那間3344番1畑他2筆合計5,690㎡をハウス建設のための用途変
	更の申請になります。4件目は麦屋〇〇さんより立長2650番畑、1,355㎡
	ハウス建設のため用途変更の申請になります。5件目は朝戸〇〇さん
	より朝戸2347番1畑、1,245㎡に牛舎を建設するための用途変更申請に
	なります。こちらの農地ですが、平成22年から28年にかけて土地改良
	事業を行っており、工事完了公告年月日が平成31年2月となっております。
	工事完了公告日から8年を経過しておりませんので、甲種農地に該当
	いたします。宅地等への変更は厳しいですが、牛舎等の建設は農業用施設

	ということで変更が可能となりますので、今回申請が出ております。
	6件目は那間〇〇さんより那間2334番1畑、2,492㎡に牛舎を建設するため
	申請になります。7件目は麦屋〇〇さんより立長3476番畑467㎡を美容
	院建設のため農用地変更の申請になります。こちらの10ha以上の農
	地の広がりのある第一種農地と判断されます。8件目は茶花〇〇さんより
	茶花1736番1原野、986㎡に公営住宅を建設するため申請が来ております。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第36号「農用地利用計画変更に伴う
	意見決定について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第36号は承認いたします。その他何かございませんか。
伊東委員	第36号議案で始末書が資料で付いてますが、農地に関する申請がな
	されていない農地に関しては、委員の方から指導をした方がいいの
	ではないか。
議長	そのとおりですね。そういった農地を発見した場合は、委員で指導
	を行っていきましょう。
議長	その他何かございますか。
	(なし)
議長	それでは10月定例会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	9番 山下 みどり 
	2番 白石 茂一 